

子どもの安全を守る

隔離できず、校地や校舎の中で暴力行為を働き、抑止できない場合には、身近にある用具などを用いて適当な距離をおき、複数の教職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止し、全校に周知して、子どもに被害が発生したり、被害が拡大しないようにする必要があります。また、避難が必要な場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察の保護・逮捕までの間、子どもの安全を守ります。なお、登下校や地域における場合などは、保護者、防犯協会の役員、「子ども110番の家」、周辺の店や近隣の方々に協力を要請します。突然、不審者が侵入してきた場合などは、この対応3から始めます。

1. 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

子どもから注意をそらさせ、不審者を子どもに近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つことが防御の目的である。

- (1) 応援を求める (2) 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止する。
例) ・大声を出す。 ・防御に利用できる身近な物の例

- ・警報装置や通報機器等で知らせる。
- ・防犯ベルで知らせる。
- ・校内放送で知らせる。

近くにあるものを何でも活用する

携帯用防犯ベル



モップ等の清掃用品



消火器



机、イスなど近くにあるもの



*この他移動を阻止するために催涙スプレー等を備えておくことも考えられる。

2. 子どもを掌握し、安全を守る。

- (1) 授業中は、授業担当者が掌握し、安全を守る。
学校規模等により、他の役割に移行する場合は、近くの教職員に掌握・誘導等を依頼する。
- (2) 授業以外の場合は、あらかじめ分担した者が担当場所で掌握し、安全を守る（近隣の協力も）。
- (3) 教職員または全校に緊急連絡する。
- (4) 担当者は、校内外の巡視をする。

3. 避難の誘導をする。

- (1) 教室等への侵入などの緊急性が低い場合は、すぐ避難できるように、子どもを教室等で待機させる。
- (2) 教室等への侵入の恐れがある場合には、子どもと不審者の間に教職員が入り、両者を引き離し、子どもを職員室など大人の居る場所に避難させる。
- (3) 避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも子どもが避難できるよう訓練しておく。



日頃から地域と連携し、子どもの安全を守る体制づくりに努めよう

1. 日頃から教職員が役割を分担し、緊急時に備える（P8参照）。

2. 学校と地域の子どもの安全のためのネットワークづくりに努める。

子どもの安全を確保するためには、日頃から、子どもへの声かけや不審者情報の提供、校内外の巡視などを進めるため、教育委員会はもとより、保護者等や地域の関係機関等、「子ども110番の家」などとの連携を図る必要がある。

(1) 保護者等との連携を図る。

(2) 地域の関係機関等との連携を図る。

- ・警察、消防
- ・防犯協会
- ・自治会、地域の団体
- ・近隣の学校
- ・店
- ・ボランティア等

(3) 「子ども110番の家」との連携を図る。

*地域によりその名称、表示は異なる。



3. 子どもに対する安全教育を計画的に進める。

(1) 地域の「子ども110番の家」の所在地や表示、役割などを確認させておく。

(2) 安全マップづくりなどを通して地域での安全確保の重要性を認識させておく。

(3) 犯罪被害にあわないための行動の仕方に加え、犯罪被害が発生した場合やその恐れがある場合の行動の仕方について、指導しておく。

- ・学校での生活及び登下校時の行動の仕方
- ・地域での遊びや日常生活での行動の仕方
- ・大声を出す、逃げる等、事件に臨んでのとっさの行動の仕方

4. 多様な場合を想定して、直接、間接に保護者や地域の関係機関等の協力を得て避難や対応の訓練をする。



5. 防御の仕方については、警察などの専門家の指導を受け、安全かつ的確にできるよう訓練する。

負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、子どもや教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生する恐れがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

1. 負傷者がいるかどうか把握する。

- (1) 授業中は、授業の担当者が把握して報告する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (2) 休憩時間や放課後などは、教職員があらかじめ決めておいた担当の場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。
 - ・校内緊急通話システム等で連絡する。
- (3) 周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べる。
 - ・あらかじめ連絡先を登録し、電話する。
 - ・あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
 - ・担当者が周辺を回って情報収集する。
 - ・保護者等の協力を得ることも考える。
- (4) 全員を集合させ、けがをしていないか把握する。
 - ・校舎内外を担当者が巡視する。
 - ・学校周辺を担当者が巡視する。



<負傷者名簿例>

学年	氏名	性別	負傷部位

3. 負傷者がいる場合には、速やかに、応急手当ての実施や救急車の要請など対応4 (P15~16) に移る。

2. 情報を集約する。

- (1) 職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておく。
 - ・通信方法は複数確保する。
- (2) 安否確認の総括責任者を決めておき、確認を進める。
- (3) 登下校や地域で犯罪被害にあったり、あいそうになったりしたときの情報の収集の方法について、保護者、子ども、「子ども110番の家」、地域の関係機関・団体との連携の仕方について検討し、周知しておく。

チェックリストの一例（教育委員会用）

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目（例）の改訂について（通知）」を参考に作成

評価 A（行っている） B（おおむね行っている） C（行っていない）

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 子どもの安全確保についての教育委員会の方針（危機管理マニュアルの作成、施設設備の整備等）を明らかにしているか。		
2. 域内の学校や幼稚園等における安全確保対策や安全管理の実態を把握し、適切な指導・助言を行っているか。		
3. 教職員対象の研修会の開催、関連資料等の作成・配布等により、教職員の危機管理意識を向上させるとともに、緊急時の対応能力の向上、安全教育（防犯）に関する指導力の向上等を図っているか。		
4. 地域住民に対する啓発活動を行い、地域全体で子どもの安全を確保しようとする雰囲気醸成しているか。		
5. 警察、消防等の関係機関、保護者、自治会、青少年教育団体等の関係団体と連携を図り、安全対策を行うことができる体制を整えているか。		
6. 子どもの学校外での安全確保のため、自治会、保護者、青少年教育団体等による、域内の危険箇所（人通りの少ない場所等）の点検や「声かけ運動」等が積極的に実施される体制を整えているか。		
7. 域内にある幼稚園・学校や保育所等の中で、迅速な情報交換や危機発生時における相互協力ができる体制を整えているか。		
8. 安全に配慮した学校開放（夜間、休日等）が行われるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 学校開放時に必要に応じて人員を配置するなど、安全確保の体制を整えているか。		
(2) 非開放部分への不審者の侵入防止のための施設設備上の対策（錠、シャッター、警報装置等の整備など）を講じているか。		
9. 域内において不審者の情報があつた場合、速やかに域内の学校・幼稚園等に情報を提供するとともに、警察へのパトロールの要請、保護者、自治会、青少年教育団体等、地域の関係団体に注意喚起し、子どもの安全確保が図られるような体制を整えているか。		
10. 不審者による緊急事態発生時に備え、次のような体制を整えているか。		
(1) 直ちに教育長等に情報が伝達され、情報収集、学校への指導・助言、関係機関との連絡調整、関係部局との連携、学校支援スタッフ等の派遣などが、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。		
(2) 必要に応じて心のケアチームが派遣できる体制を整えているか。		
11. 学校の施設設備等の面で、地域や学校の実情等に応じて、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行っているか。		
(2) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などの整備を必要に応じて行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場、隣接建物等からの侵入防止対策等を行っているか。		
(4) 教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）としているか。		
(5) 必要に応じ、職員室や事務室等を屋外の監視や緊急時に即応できる位置に配置し、低階層の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにしていくか。		
12. 学校が行う訓練に合わせ、教育委員会の職員も訓練等を行い、緊急時に学校、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に対応できるようにしているか。		

不審者の侵入から子どもを守るためには、学校、家庭、地域等の実態に応じた万全の対策をとっておく必要があります。ついては、各学校等において、このチェックリストを参考に、学校種や学校、地域の状況等に応じたチェックリストを作成の上、計画的に点検を実施し、不十分なところは早急に改善することが大切です。

チェックリストの一例（学校用）

※平成13年8月31日付「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理
 についての点検項目（例）の改訂について（通知）」を参考に作成

(No1)

評価 A（行っている） B（おおむね行っている） C（行っていない）

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
1. 学校の実態に応じた危機管理マニュアルを作成し、子どもの日常及び緊急時の安全確保対策等について共通理解を図っているか。		
2. 不審者侵入事件に係わる情報を収集し、職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより、教職員の危機管理についての意識高揚を図っているか。		
3. 全ての教職員が、緊急時に一体となって迅速・的確に対応できる実践力の向上を図るために、次のような措置を講じているか。		
(1) 不審者による緊急事態発生時に備えた避難訓練を実施し、その反省を対応に生かしているか。		
(2) 防犯に関する知識・技能、応急手当や心のケアの具体的な方法等について研修を行っているか。		
(3) 教職員間の情報伝達訓練や警察、消防等への通報訓練などを行っているか。		
4. 警察等の関係機関、保護者、地域住民、近隣の学校・幼稚園等と連携して、学校周辺における不審者の情報が把握できる体制を整えているか。		
5. 教職員や保護者・地域住民等のボランティアによる校内巡回等により、不審者を早期に発見する体制を整えているか。		
6. 学校への来訪者が確認できるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 立て札や看板等による案内・指示を行ったり、順路、入口、受付等を明示しているか。		
(2) 来訪者にリボンや名札等を着用させて、不審者との識別が可能なようにしているか。		
(3) 来訪者に最初に出会った教職員が、氏名・用件を聞いたり、持ち物や言動等により不審者かどうかの判断ができるようにしているか。		
(4) 登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定しているか。		
7. 登下校時において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 通学路において人通りが少ないなど、注意を払うべき箇所を把握し、子ども、保護者に周知するなどして注意喚起しているか。		
(2) 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の緊急避難できる場所を、子ども一人一人に周知しているか。		
(3) 登下校時等に万一の事態が発生した場合の対処法（大声を出す、逃げる等）を指導しているか。		
(4) 登下校時の子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによるパトロール等の協力を得ているか。		
8. 校内における注意を払うべき箇所を点検し、子どもに注意喚起するとともに、教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、授業中、休憩時間等における子どもの安全を確保しているか。		
9. 校外学習や遠足等の学校行事において、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 事前に現地の安全を十分に確認し、それに基づいた綿密な計画を作成しているか。		
(2) 子どもに対する事前の安全指導を十分に行っているか。		
(3) 万一の事態が発生した場合の避難の仕方、連絡方法等について、あらかじめ定めているか。		

評価 A (行っている) B (おおむね行っている) C (行っていない)

点 検 項 目	評価	今後の改善計画等
10. 学校開放（授業日）に当たって、子どもの安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
(1) 開放部分と非開放部分との区別を明確にし、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じているか。		
(2) 学校開放時に、安全確保について保護者や地域住民等によるボランティアの積極的な協力を得る働きかけを行っているか。		
11. 学校周辺等における不審者の情報が入った場合に、次のような体制が整備されているか。		
(1) 子どもの安全確保のため、速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールの協力を得る体制を整えているか。		
(2) 子どもの安全確保のため、保護者や地域住民等のボランティアによる学校内外の巡回等の協力を得る体制を整えているか。		
(3) 学校、関係機関、保護者、地域住民等が連携して、不審者の行動を把握する体制を整えているか。		
12. 不審者による緊急事態発生に備え、次のような組織、体制等が整備されているか。		
(1) 直ちに校長、教頭、教職員、子どもに情報が伝達され、避難誘導、防犯（不審者対応）、応急手当、通報、記録、保護者への連絡等が、迅速・的確に行われる組織（役割分担）を整えているか。また、必要に応じて、保護者、隣接学校等の協力が得られる体制を整えているか。		
(2) 警察、消防等の関係機関に対して、隣接する学校・幼稚園や学校周辺の店等とも連携を図りながら、直ちに通報できる体制を整えているか。		
(3) 直ちに教育委員会に通報し、指導・助言を得るとともに、人的支援等が得られる体制を整えているか。		
(4) 保護者、教職員に連絡体制整備の重要性を認識させるとともに、必要に応じて直ちに保護者に連絡がとれる体制等を整えているか。		
(5) 学校近くの地域住民や店等とも連携を図りながら、直ちに負傷者等の全体の状況を把握し、速やかに応急手当、病院等への搬送ができる体制を整えているか。		
(6) 登下校時や校外学習時などにおいて、不審者による緊急事態が発生した場合に、「子ども110番の家」や地域の住民等が、子どもの避難誘導、通報等を行う体制を整えているか。		
(7) 緊急対応後、情報の整理と提供、保護者への説明などの事後対応や、再発防止対策の検討、教育再開準備、心のケア体制の整備等を行うための事件・事故対策本部を速やかに発動できるようにしているか。		
13. 学校の施設設備等の面で、次のような対策を講じているか。		
(1) 校門、囲障、外灯（防犯ライト等）、校舎の窓、校舎の出入口、錠の状況等の点検・補修を行っているか。		
(2) 警報装置（警報ベル、ブザー等）、防犯監視システム、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）などを設置している場合、作動状況の点検を行っているか。		
(3) 死角の原因となる立木等の障害物の有無、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入の可能性について確認を行っているか。		
(4) 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく場所（応接室、相談室等）を決めているか。		
14. 安全教育（防犯）が学校の実態に応じて教育課程に位置付けられ、子どもの実態に応じて計画的に実施されているか。		
15. 不審者の侵入を想定した避難訓練等を行い、緊急事態発生時に子どもが安全に避難できるようにしているか。		

応急手当などをする

子どもや教職員に負傷者が出た場合には、迅速に「119番」に通報し、救急車を要請する必要があります。それと同時に、救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、学校医や警察、消防署、日本赤十字社などの協力を得て、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。また、全体の子どもたちの心を落ちつかせるとともに、被害を受けたり、目撃したりして強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる子どもには、養護教諭を中心に、心のケアに着手します。

1. 負傷者がいたら、まず容態を観察し、同時に応援を依頼する。

1.周囲の安全の確保
倒れている場所が安全かどうか確認する。
危険な場所ならば安全な場所に移動する。

2.出血の観察
出血があったらすぐ止血する。

3.救急車の要請
まず、意識の有無を確認し、近くの人に協力を求め、救急車を呼ぶ。

4.口の中の異物の除去など
口の中に何かつまっていたら取り除く。
血液やだ液はふきとる。

5.気道の確保
意識がないときは呼吸がしやすいよう気道（空気の通り道）を確保する。

6.呼吸の観察
呼吸が止まっていたら、すぐ人工呼吸を行う。

7.循環のサインの観察
循環のサインがないときは、人工呼吸にあわせて心臓マッサージを行う。

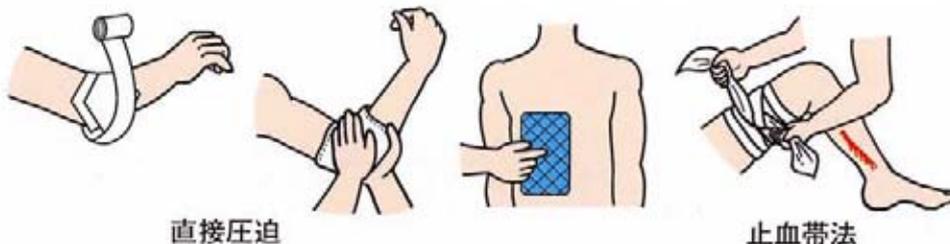
2. 応急手当に着手するとともに、他の者に依頼し「119番」通報する。

*既に「110番」している場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので再度通報する。

- ・搬送者、搬送先を記録し、保護者に連絡する。
- ・担当者を決め、情報を整理し、必要に応じて活用する。
- ・保護者等への複数の連絡手段を確保する。
- ・PTA役員等の協力を得ることも検討する。



3. 大出血している場合は、心肺蘇生法の前に、圧迫したり、負傷部位より心臓に近い所を縛ったりして止血する。



4. 呼吸をしていない場合は人工呼吸を、循環のサインがない場合は、心肺蘇生法を実施する。

<意識状態の観察と判断>

もし呼びかけに対し反応（開眼、応答など）がなければ、意識障害があると考えて、大きな声で「だれか来て！」と救助を求め、「119番」通報を依頼する。



<呼吸状態の観察と判断>

可能であれば負傷者を仰臥位とし、気道を確保してから①負傷者の胸部が動いているかどうか、②負傷者の鼻や口に耳を近づけて呼吸音が聞こえるかどうか、③はく息を顔に感じるかどうかを観察する。



呼吸をしていなければ人工呼吸を行う

(1) 気道を確保する。



(2) 人工呼吸法（口対口）を実施する。

* 2秒かけてゆっくり2回
(8歳未満の子どもは1~1.5秒かけて2回)



* 引き続き1分間に約12呼吸で実施（8歳未満の子どもは引き続き1分間に約20呼吸で実施）。

循環のサインがなければ心臓マッサージも行う

(3) 循環のサインの観察と判断

まず気道を確保し、呼吸吹き込み人工呼吸を2回行った後に、負傷者の口に自分の耳を近づけて、呼吸をしているかどうかを胸の動きでみたり、呼吸の音を聞いたり、咳をしているかを観察し、同時に身体に何らかの動きがみられるかを10秒以内に観察します。

これらの徴候がみられなければ循環のサインがなく心停止と判断して、直ちに心臓マッサージを行います。このような観察で呼吸がみられたり、咳をしたり身体の動きがみられる場合は、循環のサインがみられるので心停止ではないと判断します。

5. 心のケアに着手する。

傷害を負ったり強い恐怖や悲しみに出会うと、精神的にも肉体的にも変調をきたす。事件・事故の直後から、全体の子どもの心を落ち着かせ、安心させるとともに、必要な子どもについては、専門家の対応を依頼するなど心のケアに着手する必要がある。

6. 応急手当や心のケアについては、教職員や保護者等を対象に研修を実施し、緊急の事態に対応できるようにしておく。

○心臓マッサージ 人工呼吸
15 : 2
(8歳未満の子どもは5 : 1)



○圧迫の深度 約3.5cm~5cm
(8歳未満の子どもは胸の厚さの1/3(約2.5cm~3.5cm))



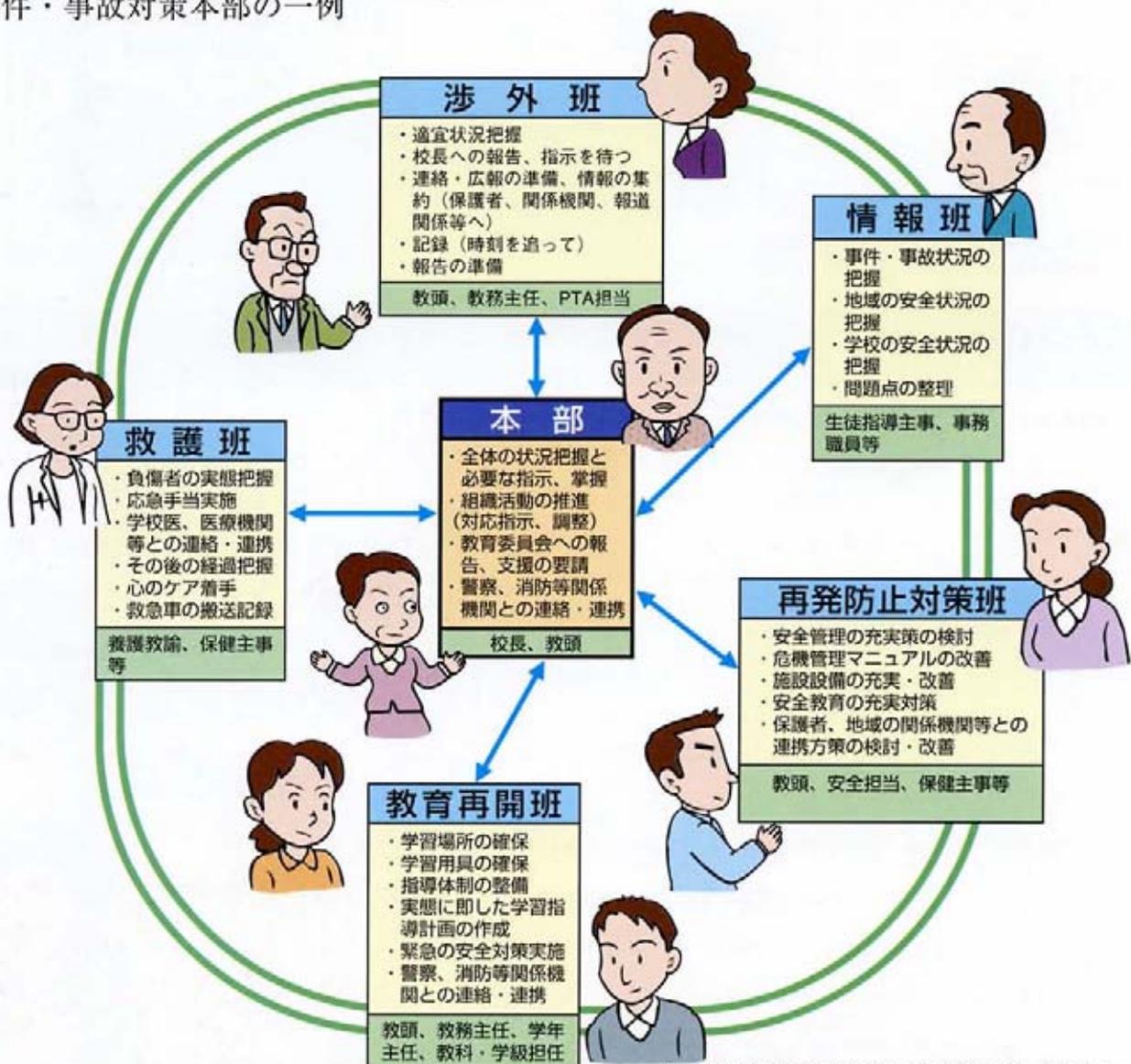
事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、子どもや教職員が死傷する事件・事故があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

このため、平時から事件・事故対策本部を設置し、事件・事故発生時に速やかに発動することで、こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施することが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

1. 事件・事故対策本部を発動し、事後の対応や措置を機能的に行う。

○事件・事故対策本部の一例



*一部の教職員が不在でも機能するように、複数で担当するなどの工夫をする。

2. 情報を収集し、事件・事故の概要等について把握・整理し、提供する。

- (1) 情報の混乱を避けるため、窓口を一本化する（校長、教頭等）。
- (2) 事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておく。

3. できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。

- (1) 被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらう。その場合、PTAの役員等に協力を要請することも検討する。
*緊急の際の連絡方法を確認しておく。
- (2) 報道機関等へは、情報を整理し、適宜提供する。
- (3) 事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。



説明会の次第・内容等の一例

司会・進行（教務主任）

一、学校長全体説明（校長）

一、説明（教頭）

（一）事件・事故の概要

- ・ 発生日時、場所
- ・ 加害者、被害者
- ・ 人数、被害の程度

（二）被害者への対応

- ・ 応急手当、救急車
- ・ 家庭訪問

（三）今後の対応

- ・ 見舞い、心のケア
- ・ 安全対策、休校措置
- ・ 関係機関との連携

（四）協力依頼

- ・ 地域パトロール
- ・ 不審者の情報提供

一、質疑応答

終わり

4. 教育委員会は、学校を積極的に支援する。

- (1) 学校に緊急の事態が生じ、保護者や地域住民に対する説明、関係機関との連絡調整、報道機関への対応等が必要な場合には、教育委員会が直接対応するなどの支援を行うとともに、学校に教育委員会の職員を派遣する等の方法により学校を積極的に支援するよう努める。
- (2) 事件・事故後の補償問題や、子どもの安全管理、保健衛生、施設管理など専門的な知識に基づく対応が必要な事項に関して、学校を支援する体制の整備に努める。

5. 事件・事故後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。

学校の電話は、問い合わせが殺到し使用できなくなることが予想される。そのため、普通電話だけでなく、携帯電話、有線放送などを活用したり、「子ども110番の家」や地域の防犯連絡所、警察・交番等の電話を借りることなども検討しておく必要がある。

6. 侵入事件が発生し、不審者が保護・逮捕されたり、学校外に退去した場合でも、子どもに不安や恐怖が残っている場合は、下校時に教職員が引率し保護者に引き継ぐことが必要である。また、保護者に引率や巡回の協力を依頼するなどの対応（配慮）も必要である。



7. 教育再開の準備及び事件・事故の再発防止対策を実施する。

事件・事故の発生状況や対応の経過などを把握し、これまでの取組や対策等を見直し、問題点を整理して、教育の再開と事件・事故の再発防止に向けた対策を講じる。

応急手当と心のケアに対する体制等の見直し

- ・教職員の研修の充実
- ・緊急連絡や対応のための体制等の改善
- ・関係機関、スクールカウンセラー、学校医等との連携体制の改善

緊急時に備えた校内体制の再構築

- ・危機管理マニュアルの改善
- ・組織（役割分担）の見直し

緊急の安全点検実施による問題点の整理と環境等の改善

- ・死角になる場所の有無の確認
- ・防犯上不適切な箇所の改善
- ・安全点検の体制、方法等の改善

安全教育の内容・指導体制等の見直し

- ・指導内容、時期等の再検討
- ・実施の機会、指導体制等の再検討

保護者、地域住民との連携方策等の改善

- ・説明会の実施
- ・今後の連携方策等の検討
- ・協力の要請

来校者への対応など不審者の侵入防止策の改善と共通理解

- ・案内板の改善
- ・施錠など、出入口の適切な管理の徹底
- ・受付の設置と名札使用の徹底
- ・防犯設備等の使用方法の確認
- ・臨時の避難訓練の実施



8. 報告書を作成する。

事故報告書は、学校管理規則等に基づいて作成し、教育委員会に報告する。それらは、類似の事件・事故の発生防止等に役立つ。

9. 災害共済給付等の請求をする。

学校の管理下での事件・事故については、日本体育・学校健康センター法（平成15年10月1日より日本スポーツ振興センター法）の規定により災害共済給付が行われる。所定の様式で作成し、必要な証明書等を添付して請求する。